

介護休職給付金改定のお知らせ

HOYA福祉共済センターでは、加入員が家族を介護するため休職し、給与を受けられない状況になったときの支援策として、介護休職給付金を給付しています。

給付対象

加入員が家族を介護するために休職し、給与を受けられないとき

給付内容

1日につき標準報酬日額×(80%-雇用保険給付率)を給付

給付期間

1回の介護休職につき最長150日

施行

2016年4月1日からの介護休職に対して

申請方法

【介護休職給付金請求書】に、会社の証明を受けて提出

お問い合わせ・請求書提出先

事業所総務・人事担当者経由にて書類を提出してください。

〒164-8545 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス6F
HOYA福祉共済センター 村山 03-6759-5709 内線口-21-2060